

霧島温泉大使アヒル隊長着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 本要領は、本市が誇る多種多様な温泉を全国に発信するマスコットキャラクター「霧島温泉大使アヒル隊長」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象行事)

第2条 貸出し対象とする行事は、次のとおりとする。

- (1) いざ霧島キャンペーン実行委員会(以下「実行委員会」という。)が主催、共催又は後援する行事
- (2) 民間企業等が霧島市内外で開催する行事のうち、霧島市の観光PR行事、公益的目的の行事及び収益活動以外の行事
- (3) その他実行委員長(以下「管理者」という。)が適当と判断する行事

(貸出申請)

第3条 実行委員会が所有する着ぐるみの貸出を希望する者(以下「貸出希望者」という。)は、あらかじめ、着ぐるみ使用承認申請書(第1号様式)に必要な事項を記入の上、借受を希望する行事の概要が分かる資料を添えて、管理者に提出し承認を得なければならない。

- 2 同一時期に前項の申請が重複した場合は、先着順とする。
- 3 申請は、貸出を希望する日の属する月の2か月前の月の第一営業日から使用する前日までに行うものとする。
- 4 申請は、同一申請者につき、同一月において1回までとする。ただし、2回以上使用を希望する場合は、貸出を希望する日の10日前までに他の者から貸出の申請がない場合に限り認めるものとする。
- 5 管理者は、承認に際し、条件を付すことができる。

(貸出承認)

第4条 管理者は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承認し、承認通知書(第2号様式)により通知するものとする。

- (1) 使用を希望する行事が、第2条各号のいずれにも該当しないとき。
 - (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
 - (3) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
 - (4) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
 - (5) 着ぐるみのイメージを損なう利用のおそれがあるとき。
 - (6) その他管理者が使用について不相当であると認めるとき。
- 2 管理者は、使用を承認しない場合は、不承認通知書(第3号様式)により貸出希望者に通知しなければならない。

(着ぐるみ着用者の制限)

第5条 着ぐるみに入る者は高校生以上とする。ただし、18歳未満の者が保護者又は責任者の同意を得た場合は、この限りではない。

- 2 着用者は、おおむね身長170センチメートル以下の者とする。

(貸出方法)

第6条 第4条第1項の使用承認を受けた者(以下「借受者」という。)は、管理者から直接着ぐるみを借り受け、直接自ら返却するものとする。

- 2 借受者は、前項の返却時に、着ぐるみ利用実績報告書（第4号様式）に必要事項を記入し、利用状況がわかる写真を添付して管理者に提出しなければならない。
- 3 貸出期間において、着ぐるみを著しく損傷させ、貸出しができない状況が生じた場合は、貸出しを終了するものとする。この場合において、貸出終了の判断は、管理者が行うものとする。

（貸出期間）

- 第7条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。ただし、管理者が必要と認めた場合は、延長することができる。
- 2 申請、借受及び返却の日時は、日曜日、祝祭日及び年末年始を除く平日の8時15分から17時までとし、当該時間外の申請等については、借受者等と管理者と協議するものとする。

（費用負担）

- 第8条 貸出料は、次のとおりとする。
- （1） 実行委員会が主催、共催又は後援する行事の貸出料は、無料とする。
 - （2） 前号以外の貸出料は、5,000円とする。

（損害賠償）

- 第9条 借受者の不注意により破損又は汚損した場合は、借受者はその修繕やクリーニング等に係る費用を負担しなければならない。

（管理者の責任）

- 第10条 着ぐるみの使用により借受者が被害を被った場合は、管理者はその責めを負わないものとする。

（その他）

- 第11条 借受者は、着ぐるみを第三者に転貸してはならない。
- 2 借受者は、着ぐるみの使用について、別紙の注意事項・取扱説明書を遵守しなければならない。
 - 3 管理者は、借受者が貸出要領に違反したときその他管理者が不相当と認めたときは、貸出承認を取消することができる。
 - 4 その他この要領に定めのない事項は、借受者等と管理者が協議して決定する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。